

令和 7 年度

監 査 計 画 書

那賀町監査委員

目 次

第 1	目 的	-----	1
第 2	基本方針	-----	1
第 3	本年度の方針	-----	1
第 4	監査等の種類及び実施内容	-----	1
第 5	実施要綱	-----	3
	(別表) 令和 7 年度 年間監査等計画表	-----	4
	(監査計画資料 1 ～ 3)	-----	5

第1 目 的

令和7年度の監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）が、効率的かつ効果的に実施できるように「年間監査計画」を定める。

第2 基本方針

本町は、過去に長が起こした重大な不正事件がもとで、町民に対してこれ以上ない行政への不信感を与えた。その反省に立ち、今日まで現町長のもと、全職員一丸となって町民の信頼回復に努めてきたところである。また、急激な少子高齢化による過疎化の進行につれて、町税や交付税等の歳入は加速度的に減少していくことが容易に想像できる。反面、行政需要は複雑化、拡大化しており、町には限られた財源をできる限り効率的、効果的に執行するとともに、最大の効果を上げるための高い経営手腕が求められている。

監査委員においても、町の財務や経営及びその他の事務について、法令等に則り正確で効率的な運営がなされているかを、住民の立場に立って、注視しながら指摘及び指導してきたところである。

また、地方自治法の一部改正に伴い見直された監査基準が、令和2年4月より施行されており、これまで以上に内部統制に重点を置いた内容となっている。

このことを踏まえた新たな監査等の視点として、事務フローから見えてくるリスクや過去の監査結果等を加味しながら、監査対象を総合的に比較検討し、効率的に抽出していくこととする。そのうえで、各種事務や経営について、その適法性や正確性、効率性等の観点から監査等を行い、内部統制の確立に寄与できるように取り組んでいくこととする。

第3 本年度の方針

町の財務や事務の執行及び経営に係る事業管理について、法令等に則り適正に執行されているかという適法性や、計数等の事務処理の正確性を中心に監査を行う。また、今まで以上に内部統制に依拠した監査等に取り組むこととする。そのため、町に対し業務手順書のアップデートを図るよう指導する。またDXの進捗や優先事業の順位を考慮した集中と選択を進め、スクラップ＆ビルドの考えを取り入れ、人的省力化にも取り組む。また人事面で不備な点が見受けられるので、改善に向け指導する。

本年度は、法令順守と経営の改善に繋がる効果的な監査等になることを目標に取り組んでいくこととする。

第4 監査等の種類及び実施内容

地方自治法（以下「法」という。）に定められている監査等の種類のうち、定期監査、随時監査、行政監査、財政援助団体等監査、例月現金出納検査、決算審査、基金運用審査、健全化判断比率等審査を実施するものとし、その内容は次のとおりとする。

1 定期監査（法第199条第4項）

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかを検証するため、原則として全ての部署を対象に実施する。当該監査は、工事関係、委託関係をそれぞれ年1回ずつ実施す

る。

2 随時監査（法第199条第5項）

必要があると認めるとき、定期監査に準じて実施する。

3 行政監査（法第199条第2項）

町の特定の事務や事業を対象として、適法性、正確性、効率性、経済性の観点から監査を実施する。

当該監査では他に、準公金管理、DX、備品管理、危機管理、選択と集中、内部統制、人事管理、町有林管理についてをそれぞれ年1回ずつ実施する。

4 財政援助団体等監査（法第199条第7項）

財政援助を行っている団体、出資団体及び公の施設の管理受託者（監査計画資料1参照）に対し、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的行われているかどうかを検証する。必要があると認めるとき、または町長の要求に基づき実施する。

5 例月現金出納検査（法第235条の2第1項）

町の保管する現金（歳入歳出外現金及び基金に属する現金を含む。）の残高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼とし、検査実施日は、原則として毎月25日とする。休日その他やむを得ない理由があるときは、25日以降で日程を調整する。

6 決算審査（法第233条第2項又は地方公営企業法第30条第2項）

一般会計及び特別会計について、決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行または事業の経営が、適正かつ効率的行われているかどうかを主眼として実施する。

(1) 審査事項（審査に当たっては、次の事項を主眼とする。）

- ① 審査に付された書類が関係法令に準拠し調製されているか。
- ② 事務処理は関係法令及び通達等に基づき適正になされ、計数は正確か。
- ③ 予算執行は経済的かつ効率になされ、健全な財政運営となっているか。
- ④ 前年度における指摘事項についての検討、改善がなされているか。

(2) 審査の方法

会計管理者をはじめ、関係部署より提出された各会計決算書類等の照合、確認のほか、関係職員からの聴取により実施する。

(3) 審査期間

6月～8月

7 基金運用審査（法第241条第5項）

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が確実かつ効率に行われているかどうかを主眼として、決算審査時に実施する。

8 健全化判断比率等審査（財政健全化法第3条第1項及び第22条第1項）

決算における財政健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び資金不足比率の算定基礎となる書類の計数の正確性を検証するとともに、適正に作成されているかどうかを主眼として、決算審査時に併せて実施する。

第5 実施要綱

1 監査等基本事項

- (1) 監査等は、那賀町監査基準に基づいて実施する。
- (2) 本年度の監査等は、別表の「年間監査等計画表」に基づいて実施する。
- (3) 監査委員（事務局）は、監査等に必要な調書や資料を、関係部署に対して期日までに提出するように依頼する。
- (4) 監査委員（事務局）は、監査等を行うときは、実施する日の7日前までに関係部署に対して必要事項を通知する。
- (5) 関係部署の都合により監査等の日程を変更しなければならないときは、監査委員と協議のうえ調整する。

2 監査等の手法

- (1) 事務補助職員は、関係部署から提出された調書や資料により、事前調査を行うものとする。
- (2) 監査等は、関係部署から提出された調書や資料を検証し、関係職員の説明を聴取することによりこれを行う。なお、必要に応じて現地調査を行う。

3 監査結果（報告・意見・勧告）

(1) 報告

監査委員は、原則として監査等の終了後に講評を行うものとする。その後、法第199条第9項の規定に基づき、監査等の結果に関する報告を決定し、議長及び町長、並びに必要に応じ関係機関の長等に提出するものとする。また、監査の結果を公表しなければならない。

(2) 意見

監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、組織及び運営の合理化に資するため、法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて、その意見を提出するものとする。また、当該意見の内容を公表しなければならない。

(3) 勧告

監査委員は、監査の結果のうち特に措置を講ずる必要があると認めるときは、法第199条第11項の規定に基づき、理由を付して勧告することができる。また、当該勧告の内容を公表しなければならない。

(4) 措置の報告

町長及び関係機関の長等は、法第199条第14項の規定に基づき、監査等の結果またはその結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知しなければならない。また、監査委員は措置の内容を公表しなければならない。

勧告を受けた町長及び関係機関の長等は、法第199条第15項の規定に基づき必要な措置を講ずるとともに、措置の内容を監査委員に通知しなければならない。また、監査委員は措置の内容を公表しなければならない。

(別表)

令和7年度 年間監査等計画表

月	区 分	内 容	備 考
4 月	行政監査 例月現金出納検査(25日)	準公金管理	随時監査、住民請求監査等は、必要に応じて実施する。
5 月	定期監査 例月現金出納検査(26日)	委託事業(R6分)	
6 月	行政監査 決算審査 例月現金出納検査(25日)	D X 未収金管理	
7 月	決算審査 例月現金出納検査(25日)	公営企業会計(病院・工水・簡水・集排)	
8 月	決算審査 基金運用審査 財政健全化判断比率等審査 例月現金出納検査(25日)	一般会計・特別会計	
9 月	行政監査 例月現金出納検査(25日)	財産管理(備品)	
10 月	行政監査 例月現金出納検査(27日)	防災(危機管理)、選択と集中	
11 月	行政監査 例月現金出納検査(25日)	町有林の管理体制	
12 月	行政監査 例月現金出納検査(25日)	人事管理	
1 月	財産援助団体等監査 例月現金出納検査(26日)	財政援助団体・指定管理者	
2 月	定期監査 例月現金出納検査(25日)	工事(R6下半期分・R7上半期分)	
3 月	行政監査 例月現金出納検査(25日)	町有林の管理体制	

(監査計画資料1)

財政援助団体等監査 対象団体

財政援助団体（対象団体は多数、以下は多額の2団体）	
団体名	援助内容
那賀町社会福祉協議会	補助金(R5 :61,021千円)
株きとうむら	貸付金(R5末:270,000千円)

※1/4を超える出資団体はなし

指定管理者（20施設）		
施設名	管理者	期間
那賀町鷺の里施設（鷺の里観光物産センター並びに公園等その他附属施設）	四国ケーブル(株)	R5. 4. 1～R8. 3. 31
那賀町鷺敷B & G海洋センター	※指定申請者なし	R7. 4. 1～
那賀町鷺敷野外活動センター	※指定申請者なし	R7. 4. 1～
那賀町森林総合利用施設 （わじきラインキャンプ村）	(有)阿南ビル管理	R5. 4. 1～R8. 3. 31
那賀町木頭図書館	(株)Wood Head	R6. 4. 1～R9. 3. 31
那賀町のぎくの館	(株)ケーブルテレビあなん	R5. 4. 1～R8. 3. 31
那賀町総合交流促進施設 （もみじ川温泉）	(株)ケーブルテレビあなん	R6. 4. 1～R9. 3. 31
那賀町森林総合利用施設 （相生森林文化公園あいあいらんど）	(株)ケーブルテレビあなん	R5. 4. 1～R8. 3. 31
那賀町総合交流ターミナル施設 （四季美谷温泉）	※指定申請者なし	R6. 4. 1～
那賀町木沢森林総合利用施設 （ファガスの森高城）	特定非営利活動法人 きさわクラブ	R6. 4. 1～R9. 3. 31
那賀町物産展示即売所 （山の家「奥檜戸」）	特定非営利活動法人 きさわクラブ	R6. 4. 1～R9. 3. 31
那賀町人工透析施設	医療法人 檉水会	R7. 4. 1～R10. 3. 31
那賀町木沢デイサービスセンター （やまびこ荘）	社会福祉法人 那賀町社会福祉協議会	R6. 4. 1～R9. 3. 31
那賀町木頭高齢者生活福祉センター	社会福祉法人 緑風会	R7. 4. 1～R10. 3. 31
那賀町あすなろ作業所	那賀町心身障害者会	R5. 4. 1～R8. 3. 31
那賀町木沢シカ肉等加工施設	ノヴィルホールディングス(株)	R6. 4. 1～R9. 3. 31
那賀町木沢物産センター	阿南農業協同組合	R6. 4. 1～R9. 3. 31
那賀町林業従事者宿泊施設	木頭森林組合	R4. 4. 1～R9. 3. 31
那賀町木材加工販売施設	木頭森林組合	R5. 4. 1～R8. 3. 31
那賀町相生緑茶生産施設	一般社団法人 那賀商事	R7. 4. 1～R10. 3. 31

(監査計画資料2)

年間監査等計画

区 分	実 施 期 間	日 数	事 務 局
例月現金出納検査	4～3月	12	事前調査
定 期 監 査	5, 2月	2	〃
行 政 監 査	4, 6, 9, 10, 11, 12, 3月	7	〃
財政援助団体等監査	1月	1	〃
決 算 審 査	6, 7, 8月	5	〃
議会・委員会出席	6, 9, 12, 3月	4	
会議・研修会等	4, 7, 8, 10, 12, 2月	7	
合 計		38	

例月現金出納検査・例月定期監査日の時間割

時 刻	内 容
10:00 ～ 10:30	事前調査結果報告（会計資料・支払伝票・公印使用簿等）
10:30 ～ 11:00	定期預金証書の照合、まとめ

月別監査等計画

月別 監査等種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
例月現金出納検査	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
定期監査		1									1		2
行政監査	1		1			1	1	1	1			1	7
財政援助団体等監査										1			1
決算審査			1	1	3								5
議会・委員会出席			1			1			1			1	4
会議・研修会等	1			1	1		2		1		1		7
監査等日数 合計	4	3	4	4	5	3	4	5	3	3	4	3	45

※ 随時監査、住民請求監査等は日数に含んでいない。

(監査計画資料 3)

令和 7 年度 年間監査等計画

月	例月現金出納検査	定期監査	行政監査	財政援助団体等 監査	決算審査	その他（議会報告・研修会等）	備考
4	4月25日(火)		準公金管理			徳島県町村監査委員協議会役員会 4月8日(火) 自治会館 市町村アカデミー 監査委員特別セミナー 4月16日(水)～17日(木) 千葉県千葉市	 随時監査、住民請求監査等は、必要に応じて実施する。
5	5月26日(月)	委託 (R5)				国際アカデミー 自治体決算の基本と実践 5月19日(月)～20日(火) 滋賀県大津市 ※議選監査委員のみ	
6	6月25日(水)		D X		未収金管理	6月議会監査報告	
7	7月25日(金)				公営企業会計 (病院・工水・簡水・排水)	四国四県町村監査委員協議会研修会 7月10日(木) 高知県高松市	
8	8月25日(月)				一般会計・特別会計 基金運用等 財政健全化 判断比率等	徳島県町村監査委員協議会役員会・幹事会 8月26日(火) 自治会館	
9	9月25日(木)		財産管理(備品)			9月議会監査報告(決算認定審査特別委員会)	
10	10月27日(月)		防災(危機管理) 選択と集中			町村監査委員全国研修会 10月16日(火) 東京都渋谷区	
11	11月25日(火)		内部統制			国際文化アカデミー 自治体の内部統制と監査機能 11月12日(水)～14日(金) 滋賀県大津市	
12	12月25日(木)		人事管理			12月議会監査報告 徳島県町村監査委員協議会役員会 12月19日(火) 自治会館	
1	1月26日(月)			財政援助団体 ・指定管理者 (R5年度分)			
2	2月25日(火)	工事(R6下半期・ R7上半期)				徳島県町村監査委員協議会総会・研修会 2月13日(金) 徳島市	
3	3月25日(火)		町有林の管理体制			3月議会監査報告	